

『石綿作業主任者テキスト』

情報提供

平成 30 年 4 月 6 日付で「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 156 号）」が公布され、平成 30 年 6 月 1 日から施行となりました。同時に関係法令の規定に基づいて厚生労働省令第 59 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成 30 年 6 月 1 日より施行されましたので情報提供します。

改正内容は、下記のとおりです。

平成 30 年 6 月

中央労働災害防止協会

記

●労働安全衛生法施行令の改正

条 (掲載頁)	改正前	改正後
第 6 条 (P174)	23 石綿若しくは……製造する作業	23 石綿若しくは……製造する作業若しくは第 16 条第 1 項第 4 号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業
第 16 条 (P183)	4 石綿	4 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。） イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿 ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿 ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

●石綿障害予防規則の改正

第2条 (P188)	第2条 この省令において…石綿等をいう。	第2条 この省令において…石綿等をいう。 2 この省令において「 <u>石綿分析用試料等</u> 」とは、 <u>令第6条第23号に規定する石綿分析用試料等</u> をいう。
第15条 (P196)	第15条 事業者は、…以下同じ。), <u>又は試験研究のために製造する作業場</u> には、関係者以外の者が…。	第15条 事業者は、…以下同じ。), <u>若しくは試験研究のために製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場</u> には、関係者以外の者が…。
第16条 (P196)	第1項 3 排気口は、屋外に設けられていること。	第1項 3 排気口は、屋外に設けられていること。 <u>ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</u>
第16条 (P197)	第2項 2 排気口は、屋外に設けられていること。	第2項 2 排気口は、屋外に設けられていること。 <u>ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</u>
第28条 (P201)	第28条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、 <u>又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、…。</u>	第28条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、 <u>若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、…。</u>
第29条 (P201)	第29条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、 <u>又は試験研究のため製造する作業場及び前条第1項の…。</u>	第29条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、 <u>若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第1項の…。</u>
第31条 (P201)	第31条 事業者は、石綿等を取り扱い、 <u>又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、…。</u>	第31条 事業者は、石綿等を取り扱い、 <u>若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業</u>

		に労働者を従事させるときは、…。
第32条の2 (P202)	第32条の2 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する作業に使用した器具、…。	第32条の2 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、…。
第33条 (P202)	第33条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する作業場で労働者が喫煙し、…。	第33条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙し…。
第34条 (P203)	第34条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する作業場には、次の事項を…。 1 石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する作業場である旨	第34条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を…。 1 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨
第35条 (P203)	第35条 事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所…。 2 石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した… 3 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業……にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する作業の概要…。	第35条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所…。 2 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した… 3 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業……にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要…。
第40条 (P205)	第40条 事業者は…石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所…。	第40条 事業者は…石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所…。

<p>第44条 (P207)</p>	<p>第44条 事業者は…石綿等を取り扱い、 <u>又は試験研究のため製造する作業場には、当該石綿等の粉じんを…。</u></p>	<p>第44条 事業者は…石綿等を取り扱い、 <u>若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを…。</u></p>
<p>第46条 (P207)</p>	<p>第46条 事業者は…第44条並びに第48条第6号に規定する保護具等が使用された場合には…。</p>	<p>第46条 事業者は…第44条並びに第48条第6号(第48条の4において準用する場合を含む。)に規定する保護具等が使用された場合には…。</p>
<p>第46条の2 (P208)</p>	<p>第8章 製造許可等</p>	<p>第8章 製造等 <u>(令第16条第1項第4号の厚生労働省令で定めるもの等)</u> 第46条の2 令第16条第1項第4号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 1 令第16条第1項第4号イからハまでに掲げる石綿又はこれらの石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「製造等可能石綿等」という。)を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合 あらかじめ労働基準監督署長に届け出られたもの 2 製造等可能石綿等を譲渡し、又は提供しようとする場合 製造等可能石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの ② 前項第1号の規定による届出をしようとする者は、様式第3号の2による届書を、製造等可能石綿等を製造し、輸入し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>

<p>第 48 条の 2～第 48 条 の 4 (P209)</p>	<p>新規</p>	<p><u>(製造の許可)</u></p> <p>第 48 条の 2 法第 56 条第 1 項の許可 は、石綿分析用試料等を製造するプ ラントごとに行うものとする。</p> <p><u>(許可手続)</u></p> <p>第 48 条の 3 法第 56 条第 1 項の許可 を受けようとする者は、様式第 5 号の 2 による申請書を、当該許可に係る石 綿分析用試料等を製造する場所を管轄 する労働基準監督署長を経由して厚生 労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>② 厚生労働大臣は、法第 56 条第 1 項 の 許可をしたときは、申請者 に対し、様式第 5 号の 3 による許可証 (以下この条において「許可証」とい う。)を交付するものとする。</p> <p>③ 許可証の交付を受けた者は、これ を滅失し、又は損傷したときは、様式 第 5 号の 4 による申請書を第 1 項の労 働基準監督署長を経由して厚生労働大 臣に提出し、許可証の再交付を受けな なければならない。</p> <p>④ 許可証の交付を受けた者は、氏名 (法人にあつては、その名称)を変更 したときは、様式第 5 号の 4 による申 請書を第 1 項の労働基準監督署長を経 由して厚生労働大臣に提出し、許可証 の書替えを受けなければならない。</p> <p><u>(製造許可の基準)</u></p> <p>第 48 条の 4 第 48 条の規定は、石綿分 析用試料等の製造に関する法第 56 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準につい て準用する。この場合において、第 48 条第 3 号及び第 6 号中「製造し、又は</p>
--	-----------	---

		使用する」とあるのは、「製造する」と読み替えるものとする。
第48条の5 (P209)	第48条の2	第48条の5
第49条 (P209)	第49条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、…。	第49条 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する事業者又は石綿分析用試料等を製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、…。
様式第3号 の2 (P216)	新規	様式第3号の2を追加。(別添1)
様式第4号 (P217)	4 ……ドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。	4 ……ドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
様式第4号 (P217)	8 ……輸入事務を代行する機関名及びその所在地を記入すること。	8 ……輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機)名及び船荷証券番号を記入すること。
様式第5号 の2~4 (P218)	新規	様式第5号の2, 3, 4を追加。(別添2)

製造
輸入 届
使用
石綿分析用試料等

様式第3号の2(第46条の2関係)

製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量	
製造、輸入又は使用する期間	
製造、輸入又は使用する事業場等の名称及び所在地	電話 ()
製造、輸入又は使用する事業場等の代表者の職氏名	
参 考 事 項	

年 月 日

届出者



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は抹消すること。
- 2 「製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量」の欄のうち、用途は次の区分で記入し、数量は用途別に記入すること。
 - (1) 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
 - (2) 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
 - (3) (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 3 「製造、輸入又は使用する期間」の欄は、製造又は使用にあっては製造又は使用する期間の始期及び終期を、輸入にあっては輸入する年月を、それぞれ用途別に記入すること。
- 4 「参考事項」の欄には、石綿等の保管場所、保管方法及び管理責任者並びに石綿等を製造する場合にあっては当該石綿等の譲渡又は提供の予定及び譲渡又は提供の相手方、石綿等を輸入する場合にあっては輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機)名及び船荷証券番号又は石綿等を使用する場合にあっては当該石綿等の入手方法を記入すること。
- 5 製造し、輸入し、又は使用する事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号の2(第48条の3関係)

石綿分析用試料等製造許可申請書

石綿等の用途			
製造の期間		年 月 ～ 年 月	
従事労働者数		名	
生産計画等	石綿等の生産計画	年間を通して生産 特定時期(月)に生産	生産予定量 (/月)
	石綿等の最大生産能力	(/月)	
製 造 設 備 等	建 概 床 面 積	m ²	
	構 造 的 要 求		
製造設備の概要		(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおり	
保 管	石綿等を入れる容器の概要		
	石綿等を保管する場所		
保 護 具	保 護 前 掛 の 種 類 別 個 数		
	保 護 手 袋 の 種 類 別 個 数		
	そ の 他 の 保 護 具 の 種 類 別 個 数		
製造を行う事業場等の名称及び所在地			
製造を行う事業者職氏名			
参 考 事 項			

年 月 日

収 入
印 紙

住 所

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

備考

- 「石綿等の用途」の欄は、次の区分で記入すること。
 - 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
 - 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
 - (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造する作業場所について記入すること。
- 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、プラント並びに主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。
- 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名を記入すること。
- 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 許可申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号の3(第48条の3関係)

製造許可番号 第 号

石綿分析用試料等製造許可証

申請者の住所	
申請者の氏名	
製造を行う事業場等の所在地	
製造を行う事業場等の名称	

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあった石綿分析用試料等の製造（申請に係るプラントにおける製造に限る。）を許可する。

年 月 日

厚生労働大臣

印

再交付申請書
石綿分析用試料等製造許可証書

様式5号の4(第18条の3関係)

製造許可番号及び許可年月日	
製造を行う事業場等の所在地及び名称	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣 殿

⑮

備考

- 1 住所は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 氏名は、申請者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して提出すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。